

○船舶検査心得

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1 船舶設備規程</p> <p>(特殊な船舶) (略)</p> <p>4.0 (a) ~ (h)</p> <p>(g) 次に掲げる全ての要件を満たす船舶については、本規則の規定(第2編第4章(船員に関する設備)及び第3編第3章(航海用具)の規定を除く。)の適用において、総トン数499トンの船舶として取り扱って差し支えない。</p> <p><u>(1) 国際航海に従事しない船舶であって、旅客船以外のものであること。</u></p> <p><u>(2) 総トン数が510トン未満の船舶であること。</u></p> <p><u>(3) 国海内第43号(平成30年7月30日付)に基づき、船員の確保・育成を目的とした船員室の増設又は拡大について、地方運輸局等の内航事業担当課の確認を受けたことを証する書類の交付を受けた船舶であること。</u></p>	<p>3-1 船舶設備規程</p> <p>(特殊な船舶) (略) (新設)</p> <p>4.0 (a) ~ (h)</p>	
<p><u>心得附則(平成30年7月31日)</u> <u>(適用期日)</u></p> <p><u>本改正後の心得は、平成30年8月1日から適用する。</u></p>		

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-3 船舶消防設備規則</p> <p>(特殊な船舶) 3.0 (a) (略) ～(c)</p> <p>(d) 次に掲げる全ての要件を満たす船舶については、本規則の規定(第55条第1号、第62条、第63条、第63条、第63条の2第1項から第3項、第63条の3、第63条の4、第64条第3項による第48条第2項及び第3項並びに第64条の3による第52条の4第2項及び第3項の規定を除く。)の適用において、総トン数499トンの船舶として取り扱って差し支えない。</p> <p>(1) 国際航海に従事しない船舶であって、旅客船以外のものであること。</p> <p>(2) 総トン数が510トン未満の船舶であること。</p> <p>(3) 国海内第43号(平成30年7月30日付)に基づき、船員の確保・育成を目的とした船員室の増設又は拡大について、地方運輸局等の内航事業担当課の確認を受けたことを証する書類の交付を受けた船舶であること。</p>	<p>3-3 船舶消防設備規則</p> <p>(特殊な船舶) 3.0 (a) (略) ～(c) (新設)</p>	
<p>心得附則(平成30年7月31日) (適用期日) 本改正後の心得は、平成30年8月1日から適用する。</p>		

改 正 案	現 行	備 考
<p>5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則</p> <p>(特殊な船舶)</p> <p>141.0 (a) (略)</p> <p>(b) 次に掲げる全ての要件を満たす船舶については、第272条第3項の規定の適用において、総トン数499トンの船舶として取り扱って差し支えない。</p> <p>(1) 国際航海に従事しない船舶であって、旅客船以外のものであること。</p> <p>(2) 総トン数が510トン未満の船舶であること。</p> <p>(3) 国海内第43号(平成30年7月30日付)に基づき、船員の確保・育成を目的とした船員室の増設又は拡大について、地方運輸局等の内航事業担当課の確認を受けたことを証する書類の交付を受けた船舶であること。</p>	<p>5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則</p> <p>(特殊な船舶)</p> <p>141.0 (a) (略)</p> <p>(b) (新設)</p>	
<p>心得附則(平成30年7月31日)</p> <p>(適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成30年8月1日から適用する。</p>		

改 正 案	現 行	備 考
<p>6-1 船舶機関規則</p> <p>(特殊な船舶)</p> <p>3.0 (a) 次に掲げる全ての要件を満たす船舶については、本規則の規定の適用において、総トン数499トンの船舶として取り扱って差し支えない。</p> <p>(1) 国際航海に従事しない船舶であって、旅客船以外のものであること。</p> <p>(2) 総トン数が510トン未満の船舶であること。</p> <p>(3) 国海内第43号(平成30年7月30日付)に基づき、船員の確保・育成を目的とした船員室の増設又は拡大について、地方運輸局等の内航事業担当課の確認を受けたことを証する書類の交付を受けた船舶であること。</p>	<p>6-1 船舶機関規則</p> <p>(特殊な船舶) (新設)</p>	
<p>心得附則(平成30年7月31日) (適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成30年8月1日から適用する。</p>		